

# インターネット上での児童ポルノ流通対策に おける法的問題

曾我部真裕<sup>†</sup>

本稿は、2011年に開始されたプロバイダ等による児童ポルノのブロッキングの仕組みを概観し、この仕組みがもたらしうる、通信の秘密や表現の自由の侵害といった法的問題について検討する。

## Legal issues about online child-pornography blocking

MASAHIRO SOGABE<sup>†</sup>

This article overviews the scheme of online child-pornography materials blocking introduced in 2011 and examines legal issues it would produce, such as infringement on secrecy of communication or on freedom of expression.

### 1. はじめに

インターネット上に流通する違法・有害情報に対しては、法令や事業者の自主的な取り組みによって様々な対策が講じられているが、名誉・プライバシー侵害や著作権侵害については、早くから様々な対策が進められている反面、立ち遅れている分野もある。今回扱う児童ポルノの流通防止対策はその1つであったが、ここ数年、関係各方面で精力的な取り組みが行われている。そこで、ここでは、これまで行われてきた取り組みを概観したうえで、若干の検討を行うことにしたい。

### 2. 児童ポルノ一般の規制枠組み

インターネット上での児童ポルノ流通対策について述べる前に、前提として、児童ポルノ一般の規制枠組みについて触れておきたい。

児童ポルノは、児童の判断能力の未熟さにつけ込むもので、製造の際に虐待を伴い、児童の健全育成に悪影響を及ぼすほか、児童ポルノの流通によって長期にわたって被害者に精神的苦痛を与えるものであり、法規制の必要性は非常に高く、1970年代後半から80年代にかけて欧米諸国は強力にその法的規制に乗り出した<sup>1)</sup>。また、1989年に締結された児童の権利条約でも、「あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待」からの保護について規定されている(34条)。

ところが、日本では、児童の性的搾取を規制する、あるいはそれに資する法令はいくつか存在した(刑法、児童福祉法、青少年保護育成条例など)が、児童ポルノをそれとして規制する法令は存在せず、児童買春・児童ポルノ規制法(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律。以下「児童ポルノ規制法」という。)が制定されたのは1999年になってからである。

詳細は省略するが、この法律による児童ポルノの規制においては、まず、児童ポルノの定義がなされた上で、この定義に該当する児童ポルノの提供や公然陳列、これらの目的での製造、所持、運搬、輸出入等に対して刑事罰が科されている。

児童ポルノ事犯は密行性が高いことから、取締り状況の統計は警察がどの程度この犯罪を重視するかによって大きく変わってくると思われる。この点、後にも触れるが、警察庁は2009年ころより児童ポルノの深刻さを強調し取締りに力を入れていることから、ここ数年検挙数は大幅に増加している。送致件数ベースでいえば、2008年には676件だったところ、2009年には935件、2010年には1342件、2011年上半期は649件であった。また、被害児童数ベースでは、2008年には338名、2009年には405名、2010年には614名、2011年上半期には310名であった<sup>2)</sup>。

### 3. インターネット上での児童ポルノ流通対策

#### 3.1 児童ポルノ規制法による取締り

次に、インターネット上での児童ポルノ対策についてである。児童ポルノ事犯の5割以上はインターネットを利用したものであり、特に、児童ポルノ提供事犯・公然陳列事犯では約9割に及んでいるとされ、インターネット上での児童ポルノ流通対策は重要性を増している。インターネット上での児童ポルノの主な流通形態としては、画像掲示板など、児童ポルノそのものがウェブ上で有償・無償で公開されているようなもののほか、児童ポルノDVDの販売サイトのように、インターネット上では過激な映像はあまり公開されていないが、インターネットが児童ポルノ流通を促進しているようなものもある。このほか、ファイル共有ソフトやメール添付による画像の交換といった密行性の高い形態もある。

このようなインターネット上での児童ポルノ流通の対策の柱は、やはり児童ポルノ規制法による検挙・処罰である3)。適用される犯罪は流通形態によって若干異なり、DVD販売については、児童ポルノの提供罪や提供目的の所持等の罪に該当する。他方、児童ポルノ画像そのものをウェブで公開した場合には、児童ポルノ公然提供罪が成立することになる。

しかし、インターネット上で流通する児童ポルノの数は膨大であり、また、仮に児童ポルノの提供者を検挙したとしても、この者が公開した画像はそのままネット上を流通し続ける可能性がある。被害者は、幼いころの自分の画像がいつまでも流通し続け、とりわけそれが身近な人々に知られる可能性があること自体に強い精神的苦痛を感じるとされていることから、この点は重大な問題である。

#### 3.2 インターネット・ホットラインセンターを中心とする削除の仕組み

そこで、ネット上に流通する児童ポルノ画像を削除させることが必要となる。この場合、児童ポルノ画像の発信者本人に削除させることができればそれでよいが、本人を特定することができない場合もある。そこで、画像が公開された掲示板等のサイトの管理人や、サーバー管理者・プロバイダによる削除が期待される場所であるが、これらの管理者は自己の管理するサイトやサーバーに児童ポルノ画像が存在することの認識がない場合がある。そこで、これらの管理者に削除を促すための仕組みが必要となるが、現在の日本でこの機能を果たしているのがインターネットホットラインセンター(IHC)4)である。

IHCは、財団法人インターネット協会が警察庁からの委託を受けて2006年から運用しているもので、児童ポルノ以外にも、違法・有害情報に関する一般からの通報を受けて、所定の違法・有害情報に該当すると判断した場合には、警察に通報するとともに、当該情報を管理しているプロバイダや掲示板管理人に削除依頼を行うこと等を業

務としている。2011年上半期の統計5)によれば、通報のうち、児童ポルノ公然陳列に該当すると判断された件数は2,179件で、違法情報の約1割に当たる。このうち約半数の1,082件が国内サーバーに保管されていたものであり、IHCはこのうち464件につき削除依頼を行い、438件がそれによって削除されたとされる。児童ポルノ公然陳列に当たるとされたのは2,179件であったのに対し、削除依頼がなされたのが464件にとどまるというのは、まず、総数の半分を占める海外サーバー保管分については削除依頼対象外であること、次に、国内サーバー保管分についても、捜査の証拠保全の関係上、直ちに削除させるのが適当でないと判断されると削除依頼がなされないこと、といった理由がある。

以上のような仕組みは、法令上の特段の根拠はなく、したがって削除要請にも強制力はなく、単なる情報提供ないし依頼であるが、実際にはほとんどの場合に削除要請に応じている。なお、プロバイダや掲示板管理人が自己のサービスの利用者が掲載した児童ポルノ画像を無断で削除する法的な根拠は、約款や規約、すなわち契約である。

以上、インターネット上での従来の児童ポルノ流通対策は、児童ポルノ規制法による児童ポルノ製造、提供等の事犯の検挙と、IHCを中心とする画像削除の仕組みとが柱となっていた。

### 4. ブロッキング

#### 4.1 背景と導入経緯

しかしながら、国際比較の観点から、このような従来の日本の児童ポルノ対策は不十分であるという指摘がここ数年強まってきていた。G8の司法・内務大臣会議の総括宣言においては、2001年以来3年続けて、各国連携による児童ポルノ対策の推進の必要性に関する記述が盛り込まれ、また、2001年7月の国連特別報告者による人身取引対策に関する訪日調査で児童ポルノ等への取り組みが不十分であるとの指摘がなされている6)。具体的には、例えば、現在の児童ポルノ規制法では、提供等の目的ではなく、個人の趣味として児童ポルノを所持することは処罰対象となっていないが、欧米ではこのようないわゆる単純所持も処罰するのが通例である。また、インターネット上の児童ポルノの流通に関しても、外国では、ブロッキング、すなわち、児童ポルノサイトへのアクセスを強制的に遮断する手法が導入されている7)。

単純所持を処罰する法改正については、国会での関連する動きはあるが、改正には至っていない8)。

ブロッキングについては、2010年7月に犯罪対策閣僚会議が決定した児童ポルノ排除総合対策の柱の1つとして、「インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進」があげられ、その中心的な施策として、2010年度中にプロバイダの自

主的取り組みによってブロッキングを導入することが掲げられた。民間事業者の自主的導入が政府の政策になるというのも違和感がないではないが、それはともかく、ブロッキングの導入が具体的な課題として顕在化したのである。

実は、自主的措置としてのブロッキングの導入の検討はそれより前に始まっていた。2009年3月に警察庁の総合セキュリティ対策会議が公表した報告書「インターネット上での児童ポルノの流通に関する問題とその対策について」9)がブロッキングの導入と、ブロッキング対象となるサイトのリストを作成・管理する団体の設立を提案しており、それを受けて、2009年6月には、児童ポルノ流通防止協議会が発足した。

他方、違法・有害情報対策のための関係機関や事業者のフォーラムとして2009年に設立された安心ネットづくり促進協議会（安心協）の作業部会では、立ち入った法的整理が行われていた。

安心協での検討は、法的問題検討サブワーキンググループにおいて行われたが、2010年3月に提出されたその報告書10)において、ブロッキングは一定の条件の下で可能であるという結論が述べられた。さらにその後、2011年4月には、同じく安心協のアドレスリスト作成・管理の在り方サブワーキンググループから、ブロッキングの基準の提案を含む、より詳細な検討結果が報告された11)。

こうした一連の検討を経て、2011年3月には、ブロッキング対象となるサイトのリストを作成・管理するために、関係事業者が協力して、インターネットコンテンツセーフティ協会（ICSA）12)が設立され、同年4月21日には実際にブロッキングが開始されて現在に至っている。

## 4.2 ブロッキングの仕組み

次に、ブロッキングの仕組みであるが、ここでは2つの団体が関与する。1つはIHCであり、もう1つはICSAである。すなわち、ブロッキングの仕組みは、先に紹介したIHCを中心とする通報受付、削除依頼という仕組みに接続した形になっている。まず、IHCが一般から児童ポルノ画像の通報を受取り、先にも述べたように削除依頼を行う。その上で削除されなかったもの、及び海外サーバーに保管されているものについてICSAに情報提供をし、ICSAが改めて自らのブロッキングの基準に基づいてリストを作成し、ICSAに参加しているプロバイダやサーチエンジン事業者、フィルタリングサービス事業者がこのリストを提供する。そして、プロバイダはこれに基づいてブロッキングを実施するというものである。

なお、現在採用されているブロッキングの技術は、DNSブロッキングと呼ばれるものである。すなわち、ユーザーのブラウザからDNSサーバーにIPアドレスの照会が行われた際に、リストに掲載されたドメインにアクセスしようとしているのを探知した場合には、DNSサーバーから誤った回答、具体的には警告画面のアドレスを回答するという方式になっている。

このDNSブロッキングの方式は、導入コストが小さいという重要な利点があるが、回避が容易であるほか、ドメイン単位でしかブロッキングが実施できず、児童ポルノサイトとは無関係のサイトまで巻き添え的にブロッキングするオーバーストッキングの恐れが大きいという問題点があるとされる。

## 4.3 ブロッキングの法的問題 13)

### 4.3.1 自主的取り組みか法律上の措置か

以上のように、日本の児童ポルノブロッキングは事業者による自主的な取り組みということで実施されている。一般論として言えば、立法によりブロッキングを認める、さらには義務付けるという方法もありうるのであるが、日本ではこうした方法はほとんど検討もされずに自主的な取り組みによる方針が決まったように思われる。

確かに、法律による規制は少ない方が良いという一般論からすれば、自主的な取り組みによって効果があがるのであれば法律は不要ということになりそうだが、逆に、法律によってブロッキングを公認した場合には発生しないような法律問題の検討が必要となった。以下では、安心協での検討を中心に、自主的取り組みとしてブロッキングを実施する際の法律問題を概観する。

### 4.3.2 通信の秘密

安心協での検討でもっとも問題となったのは、通信の秘密侵害罪との関係である。電気通信事業法4条1項は、「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。」とし、その違反には同法179条により刑事罰が科されている。すなわち、通信の秘密の侵害は犯罪なのである。

ところで、通信の秘密の侵害には、知得（取得）、窃用（利用）、漏洩（開示）3種のものがあるとされている。また、通信の秘密には、通信の内容だけではなく、通信の相手方や日時など外形的な情報も含まれるとされている。このような前提からは、ブロッキングも通信の秘密の侵害となる。

すなわち、DNSブロッキング方式を前提とすれば、プロバイダがユーザーのアクセス先を探知して、リストに掲載されたドメインである場合には誤った回答を行うというものであるから、これは通信の宛先を知得する行為であって、外形的には通信の秘密侵害罪に該当する（専門用語では、構成要件に該当する）。

ただし、一般に、外形的に犯罪に該当したとしても、最終的に有罪となるわけではない。例えば、故意に人を殺した場合には外形的には殺人罪となるが、正当防衛の場合には正当化がなされ、有罪にはならない。

正当防衛のように、外形的には犯罪に当たるが、このような事情がある場合には正当化されて最終的に犯罪が成立しないという正当化事由（違法性阻却事由）が認められている。正当化事由としては、刑法上、正当防衛（36条）のほか、緊急避難（37

条)と正当行為(35条)の3つが認められている。

若干説明すると、正当行為は、警察官による被疑者の逮捕のように、法令によって認められている行為や、社会的に正当な業務として認められている行為(正当業務行為)のことである。通信に秘密との関係では、例えば、電話会社は、利用者の通話履歴を記録して課金に利用しているが、これは通信の秘密の侵害に当たるところ、正当業務行為として正当化されるということになる。

では、ブロッキングはどうかというと、考え方によっては、プロバイダが児童の保護という社会的に正当かつ重要な目的のために行う行為なのであるから、正当業務行為として正当化されるのではないかとも思われる。しかし、安心協での検討では、先の課金のための通信の秘密侵害と、ブロッキングのための通信の秘密侵害では違いもあり、前者は正当業務行為であるが、後者は正当業務行為ではないという評価がなされた。課金は、通信サービスの提供のために不可欠な行為であるのに対し、児童保護というブロッキングの目的は、正当かつ重要ではあるものの、通信サービス提供のために不可欠なものではなく、その意味で通信サービス提供の目的との関連が薄いため、正当業務行為とは認められないというのがその理由である(14)。

次に、緊急避難であるが、これは、自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるためにやむを得ない行為については正当化されるというものである。例えば、「狭い道を歩いていると、向こうから車が高速で突っ込んできた。車は道幅いっぱい。逃げる場所が他にないので、やむなく民家の花だんに飛び込んだところ、きれいな花がたくさん折れてしまった。」という事例を考えてみると、確かに、花を折るとするのは器物損壊罪に該当する。しかし、花壇に飛び込んで花を折らなければ車にひかれて命の危険があるのであり、ほかに手段はなく(補充性)、花壇に飛び込んだのは生命を保護するためにやむなく行った行為であるから、外形的に器物損壊罪に該当しても正当化されるということになる。ただし、緊急避難が成立するためには、このほかに、侵害された利益よりも助かった利益の方が大きいこと(法益権衡)が要求される。今の例では、侵害された利益は花の財産価値であり、助かった利益は生命の価値であるから、この法益権衡の要件も満たす。要するに、緊急避難成立のためには、現在の危険、補充性及び法益権衡という3要件が必要である。

では、ブロッキングについて緊急避難が成立するだろうか。結論から述べれば、安心協での検討では、一定の条件を満たせば緊急避難が成立するとされた。緊急避難成立の3要件に即して簡単に説明すると、次のようになる。

まず、「現在の危険」があるかどうかであるが、児童ポルノがウェブ上において流通しうる状態に置かれた段階で、当該児童の心身とその健全な成長への重大な影響が生ずる。すなわち、本来性欲の対象とされるべきでない段階で自己の意思に反して性欲の対象にされた性的虐待画像が公開されることにより特に保護を要する人格的利益に対する侵害が生じる。そして、誰でもアクセスし得る状態が継続している限り、危険

が常時存在するものと解される。以上より、「現在の危険」の存在が認められる。

次に、補充性であるが、ネット上での児童ポルノ流通の防止のためのほかの手段としては、もちろん発信者を検挙することもあるが、ネット固有の手段としては、削除というものがある。削除とブロッキングをと比較すると、通信の秘密に対する侵害は削除の方が小さい(というか、削除の場合通信の秘密に対する侵害は生じない)から、削除が可能であれば、補充性の要件を満たさないと考えられる。そこで、ブロッキングが緊急避難として認められるためには、まずは削除の努力をすることが必要である。具体的には、削除要請を行い、なお削除されない場合にはブロッキングが可能であると思われる。なお、海外サイトについては、削除要請が効果的ではないことが多いため、補充性要件が満たされやすいと言いうる。また、ブロッキングの技術には複数のものがあるが、可能な範囲でオーバーブロッキングを排除する技術を利用すべきである。

最後に、法益権衡であるが、ここで問題となるのは、ユーザーの通信の秘密に対する権利と、児童ポルノの被害者の利益の比較である。もっとも、この両者の権利・利益は性質が異なり、計量的に客観的な衡量というのは不可能であり、評価の問題である点に注意されたい。その上で検討すると、通信の秘密は、憲法にも規定があり、電気通信事業法でも保護されているだけでなく、プライバシーの権利とも関連する重要な権利である。他方、児童ポルノの被害者の被害は重大かつ深刻であり、児童ポルノがウェブ上において広く多数人の目にさらされている状態は、生命又は身体に対する重大な危険に比肩するものといえる。そこで、少なくとも、画像の内容が著しく児童の権利等を侵害するものであるようなものであれば、法益権衡の要件は満たされると考えられる。児童ポルノといっても、単に裸の姿が映っているだけのものから、性行為を強制されている様子を撮影したものまでさまざまであり、また、被害者の年齢も、行為の意味すら分からない幼児から、援助交際を自ら求めてきた高校生まで様々であって、権利侵害性は様々であるが、少なくとも権利侵害性の高いものであれば、法益権衡要件は満たされるといえる(15)。

ちなみに、児童ポルノのブロッキングについては今述べたような形で法益権衡要件が満たされると考えられるが、著作権侵害コンテンツも同様な理屈でブロッキングのできるのではないかという意見もある。しかし、著作権侵害はあくまで財産的侵害にとどまるものであって、法益権衡要件との関係で難しいのではないかと。

#### 4.3.3 表現の自由

以上、通信の秘密侵害についてやや立ち入って検討してきた。これは、通信の秘密侵害が犯罪であるとされていることから、どのようなブロッキングの制度設計であれば通信の秘密侵害罪が成立しないことになるのかを検討することが、法的問題検討の最大の課題であったことによる。

しかし、検討を要する法的問題としては、通信の秘密との関係以外のものもある。ここでは、表現の自由との関係について簡単に触れたい。これについては、関係者が複数あるのでまずそれを整理する。

児童ポルノサイトがブロッキングされてしまえば、当該画像の発信者が児童ポルノを発信できなくなるのであるから、児童ポルノの発信者の表現の自由が制約されることになる。次に、これに対応して、児童ポルノの閲覧者も当該情報にアクセスできなくなるため、知る権利（これも表現の自由の一環であると考えるのが定説である）が制約されることになる。

他方、DNS ブロッキングを前提とした場合、ドメイン単位でしかブロッキングができないため、ブロッキング対象である児童ポルノサイトと同じドメインで情報を発信している者は、たとえその者が発信している情報が全く適法なものであっても、巻き添え的にブロックされてしまうことになり、表現の自由の制約になる（オーバーブロッキング）。また、この情報へのアクセスの遮断により、閲覧者の知る権利も妨げられることになる。

つまり、ブロッキングによって表現の自由が制約される者には、児童ポルノ発信者、児童ポルノ閲覧者、オーバーブロッキングされる適法情報発信者とその閲覧者といった類型がある。ブロッキングを行うプロバイダ等は、これらの者から民事責任を追及される可能性がある。

しかし、このうち、児童ポルノ発信者については、児童ポルノの発信自体は児童ポルノ規制法によって犯罪とされており、このような情報をブロックしても違法とは言えない。したがって、プロバイダが児童ポルノ発信者との関係で法的責任を負うことはない。同様に、児童ポルノ閲覧者との関係でもプロバイダの法的責任は生じないと考えられる。現行法では、児童ポルノ閲覧は犯罪とはされていないが、今見たように発信は犯罪であるから、これらの情報を閲覧することが法的に保護されているとは言えず、閲覧を遮断しても法的責任は生じないと考えられる。

これに対して、適法な情報発信者がオーバーブロッキングによって遮断された場合は問題である。このような場合、発信者の情報発信はまさに表現の自由であるから、ブロッキングされるいわれは全くないのである。他方で、ブロッキングの技術的な限界から、オーバーブロッキングを完全になくすことはできない点が悩ましいところである。考え方の方向としては、オーバーブロッキングが生じるのであれば、ブロッキングそのものを断念すべきだとする考え方が一方ではある。このような考え方からは、オーバーブロッキングの場合には法的責任が生じると考えることになる。他方で、児童ポルノブロッキングの重要性を考えれば、オーバーブロッキングを減少する努力は必要であるものの、やむなく生じてしまったオーバーブロッキングについては法的責任が生じないと考える考え方もあろう。

この点について安心協報告書は、ある意味問題そのものを回避するような考え方を

採用している。これは、安心協が整理したブロッキングの基準に見られるので、次にまとめを兼ねて基準を紹介しておきたい。

#### 4.3.4 ブロッキングの基準

安心協のサブワーキンググループが2011年の報告書で提案し、その後ICSAによって採用されたDNSブロッキングの基準は、4つの要素からなっており、すべてを満たす場合に限りブロッキング対象となる。ここでは理解の便宜上、基準の正確な文言ではなく、要旨を説明したい(16)。

第1は、サイト開設の目的であり、いわゆる「ロリ」コンテンツとしての流通目的があることが必要である。医学関係のサイトで児童の裸や性器等の映像を掲載するか、家族写真で、海辺やプール、風呂などで子供が水着姿あるいは幼児であれば全裸となっている姿を掲載するような場合には、この基準によって除外されることになる。

第2は、児ポ画像の数量であり、当該ドメインに一定の量（数あるいは割合）の児ポ画像があることが必要である。ただし、明らかに極めて悪質な画像の場合には、1枚しかなくてもブロッキング対象となる。これは緊急避難の要件のうち法益権衡の要件との関係でおかれている基準である。

第3は、発信者の同一性であり、ドメインに複数のサイトがある場合には、原則として、サイト管理者が同一であることが必要である。これは、オーバーブロッキングを避けるためであり、児童ポルノサイトと同じドメインで別人が適法情報を発信している場合には、ブロッキング対象とならないのである。これによって、ブロッキングのリストに掲載しうる児童ポルノサイトの対象はかなり限定されてしまう恐れがあるが、オーバーブロッキングを避けるためである。

最後、第4は、他の実効的な代替手段の不存在ということであるが、主として削除要請を経ていないものはブロッキングできないということを言っている。これは勿論、緊急避難のうち補充性要件との関係で設けられている基準である。

## 5. まとめ

以上、現在行われているブロッキングの仕組みとその背景にある法的問題についての考え方を紹介してきた。そこから言えることは、ブロッキングは、通信の秘密や表現の自由といった重要な人権とも関わることから、その実施には慎重な姿勢が求められるということである。

実際、現在の仕組みは、様々な意味で非常にささやかなものであって、ネット上の児童ポルノ流通対策としては限界がある。例えば、今見たように、オーバーブロッキングの懸念から、ブロッキングできるドメインは限られている。たとえば、児童ポル

ノ以外の画像も多数掲載されている画像掲示板に、児童ポルノが一部紛れ込んでいるような場合には、ブロッキングの基準に該当するかどうかは微妙であろう。

また、これは技術的な問題であるが、DNS ブロッキングの場合、IP アドレスを直接入力すれば当該サイトにアクセスできてしまうなど、ブロッキングの回避が容易である。

さらに、今日では、ネット上の児童ポルノ流通は、ファイル共有ソフトやメールによるものが中心であるとも言われるが、現在のブロッキングの仕組みはこれらを対象とするものではない。

結局、ブロッキングは児童ポルノ流通対策のごく一部であるにすぎず、児童ポルノ対策には総合的なアプローチが依然として必要である。

## 参考文献

- 1) 児童ポルノ規制法制定の背景については、園田寿『解説児童買春・児童ポルノ処罰法』(日本評論社、1999年)4頁以下を参照。
- 2) 警察庁ウェブサイト([http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no\\_cp/statistics.html](http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/statistics.html))
- 3) 中田弘之「インターネットを利用した児童ポルノ事犯に対する取締り等の推進」捜査研究 712号(2010年)2頁。
- 4) IHC ウェブサイト(<http://www.internethotline.jp/index.html>)。
- 5) IHC ウェブサイト([http://www.internethotline.jp/statistics/first\\_half\\_2011.pdf](http://www.internethotline.jp/statistics/first_half_2011.pdf))。
- 6) 犯罪対策閣僚会議「児童ポルノ排除総合対策」(2010年)  
<http://www8.cao.go.jp/youth/cp-taisaku/pdf/s-gaiyo.pdf>1頁
- 7) 諸外国の状況については、警察庁総合セキュリティ対策会議「インターネット上での児童ポルノの流通に関する問題とその対策について」(2009年)  
<http://www.npa.go.jp/cyber/csmeeting/h20/pdf/pdf20.pdf> 6頁以下、安心ネットづくり促進協議会児童ポルノ対策作業部会諸外国調査サブワーキンググループ報告書(2010年)  
<http://good-net.jp/usr/imgbox/pdf/20110411182416.pdf>を参照。
- 8) なお、1998年に国会提出されたが継続審議となった法案では、単純所持の禁止(罰則なし)が含まれていた。これらの点が批判されたため、法案はいったん取り下げられ、再度国会提出されて成立したのが現行法である(参照、園田寿「児童買春・児童ポルノ処罰法の成立」宮澤浩一先生古稀祝賀論文集編集委員会『現代社会と刑事法(宮澤浩一先生古稀祝賀論文集(3))』(成文堂2000年)307頁(309, 324頁))。
- 9) <http://www.npa.go.jp/cyber/csmeeting/h20/pdf/pdf20.pdf>
- 10) 安心ネットづくり促進協議会児童ポルノ対策作業部会法的問題検討サブワーキンググループ報告書(2010年) <http://good-net.jp/usr/imgbox/pdf/20110411182444.pdf>。
- 11) 安心ネットづくり促進協議会児童ポルノ対策作業部会法的問題検討サブワーキンググループ報告書(2011年) <http://good-net.jp/usr/imgbox/pdf/20110427091249.pdf>。
- 12) ICSA ウェブサイト(<http://www.netsafety.or.jp/>)。
- 13) 森亮二「ブロッキングに関する法律問題」ジュリスト 1411号(2010年)7頁、桑子博行「我が国における児童ポルノのブロッキングの仕組みと今後の展望」警察学論集 64巻8号(2011年)67

頁。

- 14) 安心ネットづくり促進協議会児童ポルノ対策作業部会法的問題検討サブワーキンググループ・前掲注(10)7頁以下
- 15) 以上につき、安心ネットづくり促進協議会児童ポルノ対策作業部会法的問題検討サブワーキンググループ・前掲注(10)14頁以下。
- 16) 正確な基準については、ICSAのウェブサイト(<http://www.netsafety.or.jp/blocking/003.html>)参照。